

狩猟の注意事項

- 狩猟期間は11月15日から翌年2月15日まで。

ただし、**ニホンジカ及びイノシシは翌年3月15日まで**。（別表1のとおり）**令和7年度のツキノワグマの狩猟については、県全域で禁止します。**
- 日の出前、日の入り後の銃猟はしないこと。

令和7年度

兵庫県鳥獣保護区等位置図

違反や事故のない安全狩猟を目指そう

兵庫県

07種P3－017B1

別表1

ニホンジカ及びイノシシに限り狩猟できる期間を下記のとおり延長しています。
（兵庫県下全域）
ニホンジカ及びイノシシに限り、兵庫県の全ての市町で、狩猟できる期間終期を2月15日から3月15日まで延長しています。

別表2

ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、くくりわなの輪の直径が12㍑メートルを超えるくくりわなを使用する方法の禁止の解除について
下記市町にて ニホンジカ 及び イノシシ を捕獲する場合に限り、輪の直径が12㍑メートルを超えるくくりわなを使用する方法の禁止を解除しています。
【対象市町】
洲本市、南あわじ市、淡路市、姫路市家島町

国有林からのお願い

兵庫森林管理署は、兵庫県内の国有林及び官行造林約3万1千haを管理経営しており、年間を通じていろいろな現場で伐採、造林事業や治山、林道工事等の各事業を行っています。つきましては、猟銃等は人身事故防止のため、次の点についてご協力をお願いします。

1、国有林野、官行造林地（以下、「国有林等」という。）の所在地は、表面位置図（凡例参照）のとおりです。また、下欄に掲げるメッシュ番号に該当しています。狩猟予定区域は国有林等に該当するかどうかご確認ください。

2、国有林等に猟銃等による狩猟で入林される場合は、「入林届」が必要となります。入林される方は、原則として3業務日前までには、郵送・FAX・メールのいずれかに**より兵庫森林管理署へ提出してください**。詳しくは「注意事項」やHPの情報コーナーに掲載しております。

兵庫森林管理署情報コーナー
（http://www.rinyamaff.jp/kinki/hyogo/information.html）

入林届提出先及び問い合わせ先
問い合わせ先：総務グループ管理担当（TEL：050-3160-6170（代））

入林届提出先
（郵 送）：〒671-2573 兵庫県糸島市山崎町今宿100-1（メール）：kc_hyogo@maff.go.jp

兵庫県内に所在する国有林野等のメッシュ番号一覧表

012	013	014	015	016	017	020	021	023	024	031
032	033	037	038	039	041	043	044	048	049	052
055	059	060	061	062	063	070	072	073	074	075
077	078	079	080	081	083	084	085	086	088	089
090	091	092	093	095	096	097	100	101	102	103
104	107	108	109	113	114	115	116	117	118	119
120	125	129	130	131	132	133	134	135	136	138
147	148	149	150	152	153	166	167	168	169	170
172	173	176	177	178	179	185	187	189	192	195
196	197	198	202	204	205	212	213	214	215	219
220	221	222	223	229	230	231	232	233	241	242
243	244	245	249	250	251	261	262	263	264	265
266	267	269	270	271	275	279	282	283	284	285
286	287	288	289	290	295	301	304	306	308	313
314	320	325	326	329	330	339	340	342	343	369
389	390	394	395	396	400	の各一部				

● 兵庫県で狩猟できる鳥獣の種類及び期間

種 類	期 間
●鳥類(26種) カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種のコウヤマドリを除く） [※] 、キジ（亜種のコウマイヤシギは含まれない）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニユウナシズメ、ズズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス	11月15日から翌年2月15日まで
●獣類(18種) タスキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種のツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ、ミンク、アナザル、アライクマ、ハクビシン、イノシシ（雑種のイノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	ただし、ニホンジカ及びイノシシに限り翌年3月15日まで 令和7年度のツキノワグマの狩猟については、県全域で禁止します。

※メスキジ及びメスマヤドリについては令和4年9月15日から令和9年9月14日まで捕獲が禁止されています。

お 知 ら せ

次の2点についてご協力ください。

- 令和8年1月4日から18日まで**の間は「カモセンサスの日」として全国一斉にガンカモ調査が実施されますので、カモの狩猟は行わないでください。
- 生息数の少ないヨシガモ・ハシビロガモについては**当面、捕獲を自粛**してください。

違反防止のために！！

- 鳥獣保護区、自然公園特別保護地区、休猟区、公道、公園、社寺境内及び墓地などでは、鳥獣の捕獲が禁止されています。
- 特定猟具使用禁止区域(銃器)や住居が集まっている地域、広場や駅など多数の人が集まる場所は銃猟が禁止されています。
- 指定猟法禁止区域においては、鉛製散弾の使用が禁止されています。
- 銃猟の禁止時間は日の入り後から日の出前までです。日の出・日の入りの時刻を必ず新聞等で確認してください。
- 弾丸の達する恐れのある人・飼養動物・建物や電車・自動車・船舶などの乗り物などに向かって銃撃することは禁止されています。
- 垣・さくなどで囲まれた土地、作物のある土地での狩猟は、占有者の承諾が必要です。
- 次にあげる捕獲方法は禁止されています。

●危険防止の目的

- 爆発物、劇薬、毒薬、^{（オキナウ）}落し穴、その他の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわな（例:吊り上げ式くくりわな等）の使用。

●狩猟鳥獣保護の目的

- ノウサギ以外の狩猟鳥獣を捕獲するため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲する方法を除く）。
- 口径の長さが10番又はこれより大口径の銃器を使用する方法。
- 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5㍑以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法。
- 構造の一部として3発以上の実包を装てんすることのできる弾倉のある散弾銃を使用する方法。
- 装薬銃であるライフル銃（ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9㍑メートル以下のライフル銃に限りまず。）を使用する方法。
- 空気散弾銃を使用する方法。

休猟区について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第34条第1項の規定に基づいて、3年以内の期間（通常は3年）を定めて指定するものです。

1、指定の目的

一定の地域において、減少した狩猟鳥獣の回復、増加を図ることを目的に指定します（狩猟の永続性を求めるため）。

- 区域内での制限
区域内での鳥獣の捕獲ができません。

特定猟具使用禁止区域について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第35条の規定に基づいて、一定の区域を20年以内の期間（通常は10年）を定めて指定するものです。

1、指定の目的

市街、その他の人が密集している場所など、「銃器」または「銃器・くくりわな」による狩猟が危険と思われる地域において指定します。

2、区域内での制限

狩猟期間中は「銃器」または「銃器・くくりわな」による捕獲が禁止されます。（禁止されていない法定猟具による捕獲はできます）

指定猟法禁止区域について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第15条第1項の規定に基づいて、指定猟法により鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定するものです。指定期間は、限定しないことを原則とします。

1、指定の目的

鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる猟法を定め、その指定猟法による鳥獣の捕獲を禁止する区域を指定することにより、狩猟鳥獣のみならず非狩猟鳥獣も含めた保護を図ります。

2、区域内での制限

指定猟法による鳥獣の捕獲が禁止されます。指定猟法として、水辺域の鉛製散弾の使用を禁止しています。

- わなによりツキノワグマ、ヒグマ及び狩猟鳥類を捕獲する方法。

※ツキノワグマが出没する地域では、錯認捕獲を招くことが無いよう、わなの形状や設置方法等にご注意ください。
- かすみ網、おし、とらばさみ、つりばり、とりもち、矢又はキジ笛などを使用する方法。
- 輪の直径が12㍑メートルを超えるくくりわな、締付け防止金具が装着されていないくくりわなを使用する方法。また、イノシシ及びニホンジカを捕獲する場合にあっては、これらに加えて、よりもとしが装着されていないくりわな、ワイヤの直径が4㍑メートル未満であるくくりわなを使用する方法。（ただし、洲本市、南あわじ市、淡路市、姫路市家島町については、ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、輪の直径が9㍑メートルを超えるくくりわなを使用することができます。）
- ヤマドリ及びキジを捕獲するため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法。
- 同時に31以上のわなを使用する方法。
- 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法。
- 標識の添付
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第62条第3項に規定する標識を付けない網又はわなを使用する方法。
- 狩猟者の皆さんは、**狩猟者記章を胸部又は帽子につけ、狩猟者登録証の携帯及び提示が義務づけられています**ので、警察官、土地の所有者、鳥獣保護管理員、県の職員などから請求があったときは、狩猟者登録証を提示してください。
- 狩猟の期間が満了した日から30日以内に、シカ・イノシシの捕獲頭数は出猟カレンダーに、それ以外の鳥獣種の捕獲頭数は**狩猟者登録証の裏面に記載の上、交付を受けた行政庁に返納してください。提出がないときは狩猟免許の停止処分や30万円以下の罰金に処せられることがあります。**
- 捕獲した鳥獣は、持ち帰るか、又は、埋設するなど適切に処理してください。

鳥獣行政を取り扱っている機関

事 務 所 名	管 轄 区 域	住 所	電 話 番 号
神戸農林振興事務所 森林課	神戸市	〒653-0055 神戸市長田区浪長町3-25	078-742-8317
阪神農林振興事務所 里山・森林課	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、姫川町	〒669-1531 三田市天神1-10-14	079-562-1392
加古川農林水産振興事務所 森林課	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神97-1	079-421-9347
加東農林振興事務所 森林課	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	〒673-1431 加東市社字西梯1075-2	0795-42-9424
姫路農林水産振興事務所 森林課	姫路市、福崎町、市川町、神河町	〒670-6947 姫路市北条1-98	079-281-9289
光都農林振興事務所 森林第1課	相生市、赤穂市、佐用町、たつの市、赤美市、上郡町、太子町	〒678-1205 赤穂市上郡町光都2-25	0791-58-2197
豊岡農林水産振興事務所 森林課	豊岡市、香美町、新温泉町	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	0796-26-3699
朝来農林振興事務所 森林第2課	養父市、朝来市	〒669-5241 朝来市和山町山町東谷213-96	079-672-6882
丹波農林振興事務所 森林課	丹波篠山市、丹波市	〒669-3309 丹波市船原町柏庭688	0795-73-3618
洲本農林水産振興事務所 森林課	洲本市、南あわじ市、淡路市	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2103
自然鳥獣共生課 鳥獣保護管理班		〒650-8567 神戸市中央区山下山通5-10-1	078-362-9084

（別紙1）

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないよう御注意願います。

記

1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。

立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「〇km 先、作業中につき立入禁止」等の標識や標識板などで表示しています。

2 銃猟による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。

3 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続きをして下さい。

4 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。

5 林道を通行する場合には、後行運転をするなど、交通事故防止にご協力下さい。また、火気に注意し、山火事防止に御協力下さい。

6 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意してください。

なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、兵庫森林管理（事務所）署では責任を負いませんので十分御留意願います。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

● 弾丸の最大到達距離など

弾丸の種 類	JISの呼び名 (mm)	通 称	最大有効射程 (m)	最大到達距離 (m)
散	—	スラッグ(12番)	100	700
	8.6	O O B	50	515
	4.5	B B	50	340
	4.0	1 号	50	315
	3.75	2 号	50	300
弾（鉛製）	3.5	3 号	50	290
	3.25	4 号	50	275
	3.0	5 号	45	265
	2.75	6 号	40	250
	2.5	7 号	40	240
ライフル弾	2.41	7.5 号	40	235
	2.25	8 号	40	225
	2.0	9 号	40	210
	1.75	10 号	40	195
	30カービン（ホーワ300）		100	2,200
空気銃弾	一般の30口径級ライフル		300	3,200～4,000
	4.5mm～5.5mm		30	310

兵庫森林管理署長

● 令和4年9月15日から令和9年9月14までは全国一門においてメスキジ、メスマヤドリの捕獲が禁止されています。